

# 各種手当の所得限度額

単位:円<<限度額未満>>

手当		年度切替月	扶養親族等の数				
			0人	1人	2人	3人	4人
児童育成手当		6月	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000
児童手当			6,220,000	6,600,000	6,980,000	7,360,000	7,740,000
児童扶養手当	申請者 全部支給	11月	490,000	870,000	1,250,000	1,630,000	2,010,000
	申請者 一部支給		1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	3,440,000
	扶養義務者・ 配偶者・ 孤児等の養育者		2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	3,880,000
特別児童扶養手当	申請者	8月	4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	6,116,000
	扶養義務者・ 配偶者		6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000

- 児童扶養手当の本人所得額は、税法上の所得金額に養育費の8割を加えたものです。受給者が父または母以外の場合(たとえば養育者等)、養育費は加えません。また、障害基礎年金等の受給者は、児童扶養手当額を算定する所得金額に、非課税公的年金(障害・遺族年金等)が含まれます。
- 扶養義務者とは、申請者と同居しているご家族(父母、兄弟姉妹、子ども等)です。同居している場合、住民票上別世帯であっても扶養義務者となります。

■所得とは■  
 給与所得者の場合…給与所得(源泉徴収票の給与所得控除後の金額※)－右記の控除額  
 年金所得の場合…年金所得(年金所得控除後の金額※)－右記の控除額  
 ※児童手当・児童育成手当令和3年6月分、児童扶養手当11月分、特別児童扶養手当8月分以降の所得算定より給与所得控除後・年金所得控除後の金額から100,000円を控除  
 事業所得者の場合…事業所得(確定申告書の所得金額)－右記の控除額

# 手当に適用される控除額

単位:円

本人についての控除			扶養親族についての控除		
税法上の控除	控除額	適用手当名	税法上の控除	控除額	適用手当名
社会保険料控除相当額(一律)	80,000	全ての手当	障害者控除	270,000	全ての手当
障害者控除	270,000			特別障害者控除	
特別障害者控除	400,000		同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)	60,000	児童手当
勤労学生控除	270,000			100,000	
雑損控除・ 医療費控除・ 小規模企業共済等 掛金控除	控除相当分	児童扶養手当 特別児童扶養手当	老人扶養親族	60,000	児童手当
肉用牛売却による 事業所得	所得相当分			100,000	
寡婦控除 (令和3年度所得より 適用)注(1)	270,000		特定扶養親族 注(4)	150,000	児童扶養手当 (申請者のみ)
ひとり親控除 (令和3年度所得より 適用)注(1)	350,000			250,000	
配偶者特別控除	控除相当分	児童手当以外 の手当			

- 注(1)…令和2年度所得までは寡婦(寡夫)控除・特別寡婦控除。また、未婚のひとり親の場合、別途申請により適用されます。
- 注(2)…父または母以外の受給者(養育者等)・扶養義務者の場合は、児童扶養手当でも控除することができます。
- 注(3)…扶養親族が2人以上の場合に適用されます。老人扶養親族のみの場合は2人目から控除されます。
- 注(4)…16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がいる場合、申立てにより特定扶養親族と同額が控除できます。

**☆お問い合わせ☆**  
 板橋区役所 子ども政策課 子どもの手当医療係  
 〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 ☎03-3579-2477  
 赤塚支所 住民サービス係  
 〒175-0092 板橋区赤塚6-38-1 ☎03-3938-5113